

山梨県公報

第六百五十号

令和八年
四月二十七日

月曜日

目次

告示

○道路の供用開始（二件）

○道路の区域変更

公告

○土地改良区役員の退任及び就任（五件）

○換地計画の決定

○公共測量の終了

○基本測量の終了

告示

山梨県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見線	北杜市大泉町西井出字井富 六九二四番三地先から 北杜市大泉町西井出字井富 六九四九番一地先まで	八三・六	令和八年四月三十日

山梨県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	北都留郡丹波山村字大常木 一四四六番六地先から 北都留郡丹波山村字大常木 一四四六番六地先まで	一・二・三・一	令和八年四月二十七日

山梨県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年五月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市鶴島字原一九五八番九地先から 上野原市鶴島字原一九五八番六地先まで	新	旧	七・三〇 一三・四	一五・八
	新		一八・一〇 一	一五・八

公 告

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があったので次のとおり公告する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	志村道徳	南アルプス市有野九百五十五番地	令和八年三月三十一日
同	米山英直	南アルプス市飯野新田六百九十四番地	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地一	同
同	飯野登喜夫	南アルプス市飯野新田千九十六番地	同
同	伊藤幹雄	南アルプス市有野三千二十一番地	同
同	伊藤和彦	南アルプス市有野三百八番地	同
同	飯田肇	南アルプス市飯野新田四百二十番地	同
同	茅野稔彦	南アルプス市飯野新田七百七十二番地	同
同	柳原久	南アルプス市有野二千四百八十三番地一	同
同	安松そのみ	南アルプス市飯野新田千四十番地	同
監事	浅利武仁	南アルプス市飯野新田千六十八番地	同
同	清水忠広	南アルプス市有野千二百一番地	同
同	斎藤孝	南アルプス市有野三千八百二十五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	伊藤幹雄	南アルプス市有野三千二十一番地	令和八年四月一日

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、相川土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があつたので次のとおり公告する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	入蔵克之	甲府市塚原町五百八十二番地	令和八年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	早川嘉文	甲府市塚原町三百二十三番地	令和八年四月一日

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、帯那土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があったので次のとおり公告する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	末木正三	甲府市上帯那町三千三十六番地	令和八年三月三十一日
同	田野口一夫	甲府市下帯那町千九百四十三番地	同
同	山本光明	甲府市上帯那町千二百四番地	同
同	末木荒治	甲府市上帯那町六百六番地	同
同	米山章	甲府市上帯那町二千七百二十九番地	同
同	末木昇	甲府市上帯那町千九十七番地	同
同	末木辰己	甲府市下帯那町二千二百二番地	同
同	久保田久富	甲府市下帯那町千八百八十一番地	同
同	前田茂樹	甲府市下帯那町二百九十七番地	同
監事	田野口周一	甲府市下帯那町千五百七十七番地	同
同	末木和美	甲府市上帯那町六百九番地	同
同	田野口悦倍	甲府市下帯那町二千三十三番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	角田忠夫	甲府市下帯那町三百三番地	令和八年四月一日
同	松土憲夫	甲府市下帯那町千六百七十二番地	同
同	神宮寺幸弘	甲府市上帯那町千三百九十九番地	同
同	臼井吉彦	甲府市上帯那町四百三十四番地	同
同	米山章	甲府市上帯那町二千七百二十九番地	同

同	同	監事	同	同	同	同
田野口悦倍	末木和美	倉本良美	前田喜代治	飯沼眞義	神宮寺祐行	末木荒治
甲府市下帯那町二千三十三番地	甲府市上帯那町六百九番地	地 甲府市上帯那町二千二百八十三番	甲府市下帯那町二千五十二番地	甲府市下帯那町千七百九十七番地	甲府市上帯那町六百五十八番地	甲府市上帯那町六百六番地
同	同	同	同	同	同	同

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、本途堰土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があったので次のとおり公告する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
同	矢崎富蔵	甲斐市岩森千八百四十二番地三	同
理事	高橋将吉	甲斐市宇津谷八百八十一番地	令和八年三月二十九日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	高山昭一	甲斐市岩森三千三百一番地	同
理事	輿石俊平	甲斐市宇津谷千七番地	令和八年三月三十日

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、初狩土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があつたので次のとおり公告する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林高志	大月市初狩町中初狩七百三十三番地一	令和八年三月三十一日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
同	小林孝彦	大月市初狩町中初狩八百八十番地	同
理事	渡邊衛	大月市初狩町下初狩三百二十五番地	同
同	小室政美	大月市初狩町下初狩三千三百六十五番地一	同
同	小俣伸一	大月市初狩町下初狩三千百九十三番地二	同
同	宮下益代	大月市初狩町下初狩三千二百番地十二	同
同	佐藤岳仙	大月市初狩町下初狩二千七百五十二番地	同
同	小林忠人	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	同
同	小林由美子	大月市初狩町下初狩千八百七十六番地	同
同	小林正幸	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	同
同	渡辺隆久	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	同
同	小林久雄	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	同
同	小林由雄	大月市初狩町中初狩五百三番地一	同
同	小林功治	大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	同

同	同	同	同	同	同	同	理事	副理事長	理事長	役職名
小林功治	小林富士夫	小林美優貴	望月俊克	宮下益代	小俣伸一	古室政美	渡辺衛	渡辺隆久	小林由雄	氏名
大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	大月市初狩町下初狩二千六十五番地	大月市初狩町下初狩二千八番地一	大月市初狩町下初狩千七百五十八番地	大月市初狩町下初狩三千二百番地十二	大月市初狩町下初狩三千百九十三番地二	大月市初狩町下初狩三千三百六十五番地一	大月市初狩町下初狩三百二十五番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩五百三番地一	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和八年四月一日	就任年月日

二一就任

同	監事	同	同	同	同	同
天野博	小林正章	三枝宏之	小林孝至	小林一敏	小林修	小林一康
大月市初狩町下初狩四百九十八番地一	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町中初狩千八百七十五番地五	大月市初狩町中初狩二千五十四番地	大月市初狩町中初狩八百十六番地	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地
同	同	同	同	同	同	同

◎ 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業（富士川北部地区大久保工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年五月二十九日まで
- 三 縦覧場所 富士川町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年六月十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年十月二十七日まで

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市の一部
- 三 測量の期間 令和七年十一月二十六日から令和八年四月十五日まで

◎ 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）

二 測量の地域 山梨県甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市及び笛吹市並びに南巨摩郡身延町及び南部町、南都留郡道志村及び富士河口湖町及び北都留郡小菅村

三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで